

社 会 保 険

いはらき

7

過去における

賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか

2009 JUL.

NO.374

- 健康保険料率改定のお知らせ
- 社会保険庁ホームページの活用について
- 算定基礎届の提出はおすすめですか



「ポジターノの海」(撮影・南イタリア): 日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

過去における

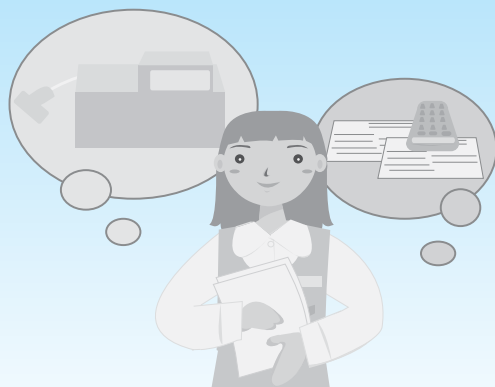
賞与支払届の届出漏れや 届出内容の誤りは ありませんか。

◎事業主の皆さまにおかれましては、被保険者の年金に不利益を生じさせないため、過去の賞与支払届について未届がないか、また、誤記入等により届出内容が誤っていないかの確認をお願いいたします。特に制度導入当初の平成15年度分賞与等については、ご注意願います。

被保険者から賞与に係る保険料を天引きしていながら、賞与支払届の未届又は届出内容が誤っていたことにより保険料を納付していない場合には、被保険者や被保険者であった方から年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認を



申し立てることができません。該当する被保険者等が複数となる場合には、被保険者等の負担軽減のため、**事業主が代理人となつて一括して申し立てを行う方法**がありますので、ご活用をお願いいたします。



○平成15年4月から、社会保険料の算出にあたって総報酬制が導入され、賞与（ボーナス）にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担していただくことになりました。

○しかし、事業主が被保険者（従業員）から賞与に係る保険料を天引きしていながら、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が未届

となっていたり、誤った内容の届出を行ってしまった場合、2年が経過すると、従来は消滅時効により保険料納付ができませんでしたが、平成19年12月に公布・施行された「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、賞与に係る保険料が天引きされていた場合には、年金記録確認第三者委員会の審議を経たうえで被保険者の年金記録を訂正し、事業主は当該賞与に係る保険料を納付することができるようになりました。

○こうした賞与支払届の未届や誤った内容による届出が行われたことを要因とする年金記録確認の申し立てが、全国各地の年金記録確認第三者委員会に対して行われており、記録訂正のあっせんが行われた例も多数生じているところです。

※なお、事業主と被保険者との間で、既に一時金等により民事的解決が図られている場合であっても、当該被保険者等が年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申し立てを行った場合には「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づきあっせんをすることになりますので、ご注意ください（その場合、当該一時金等の取り扱い、改めて事業主と被保険者との間で解決していただくこととなります）。



ご不明な点があれば、お近くの
社会保険事務所に
ご相談ください。

 協会けんぽ 茨城支部からのお知らせ

平成21年9月分（10月納付分）から
茨城県の全国健康保険協会管掌の健康保険料率は、

8.18%

に変わります。

※現行は全国一律の8.20%です。

※40歳から64歳までの方（介護保険料第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1.19%）が加わりますが、この料率は変更ありません。

☞ 都道府県単位保険料率においては、都道府県毎に、医療費に応じて、保険料率が現行よりも低くなったり、高くなったりしますが、今後、いずれの都道府県においても、疾病の予防などにより加入者の医療費が下がれば、その分の保険料率を下げる事が可能となる仕組みです。

☞ 今後、都道府県毎に、加入者の皆さまの健康を増進し、疾病の予防を推進していくことが、一層重要となってまいります。協会けんぽとしても、健診や保健指導などの予防事業などを進めていくこととしていきますので、加入者・事業主の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

★都道府県毎の保険料率の導入の背景

従来の全国一律の保険料率のもとでは疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くなっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されてきました。こうした中で、先般の医療制度改革においては、政府管掌健康保険について、国保や長寿医療制度と同様に、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われており、都道府県毎の保険料率は、こうした改革の一環として導入されたものです。

★年齢や所得の違いは調整

都道府県毎の保険料率の設定に際しては、地域間の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助や連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いは都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定しています。

★激変緩和措置

円滑な移行を図るため、平成25年9月までは、都道府県毎の保険料率の差を小さくした上で、保険料率を設定することとなっており、平成21年度は実際の保険料と全国平均の保険料率との差が1/10に調整されています。

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

 **全国健康保険協会 茨城支部**

協会けんぽ

企画・総務グループ

☎029-303-1580(直通) 029-303-1500(代表)

茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

健康保険・厚生年金保険の適用・給付関係の届書 や申請書はホームページから印刷できます。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

①健康保険・厚生年金の加入
→右側中段の「申請・届出手続」から

②健康保険の給付
→中央中段の重要なお知らせ
「～健康保険の給付についてはこちら～（協会けんぽのホームページ）」から

※必要な届書様式をご確認のうえ印刷してください。

ちょっと待って!! 郵送前にもう一度確認を!

- ☐ 記入漏れはありませんか。
- ☐ 押印漏れ・訂正印の漏れはありませんか。
- ☐ 支払口座は、請求者の口座番号を記入していますか。
- ☐ 金融機関の支店名・口座番号は正確に記入されていますか。…注意!
- ☐ 受け取りを委任される場合は、請求者・受取代理人の署名・押印がありますか。

事業主・被保険者の 皆さまへ

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、関係書類の提出につきましては、下記送付先へ直接郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

①健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先

〒310-0062
茨城県水戸市大町1-2-17
茨城社会保険事務局事務センター
適用審査第1係
☎ 029-302-3012

②健康保険給付関係申請書の送付先

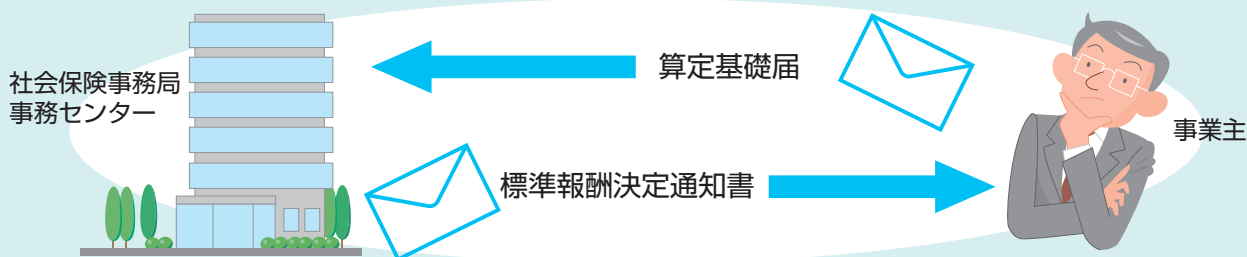
全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ
健康保険給付サービスグループ
〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
☎ 029-303-1582(直通) 029-303-1500(代表)



事業主の
皆さまへ

算定基礎届の 提出はおすすめですか？

- 標準報酬月額、被保険者一人ひとりに支払われた報酬をもとに毎年見直されます。
- 算定基礎届は、保険料や保険給付の計算の基礎となる大切な届出です。
- 9月1日から新しい標準報酬月額が適用されます。



新しい標準報酬月額を被保険者へお知らせください

- 算定基礎届をもとに標準報酬月額が決定されると、「標準報酬決定通知書」が送付されます。
- この「通知書」には、新しい標準報酬月額が記載されておりますので、被保険者にお知らせください。
- お問い合わせは管轄の社会保険事務所へお願いいたします。

夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客さまが多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどで協力いただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土
8							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

2009	日	月	火	水	木	金	土
9			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

平日時間延長日 休日開庁日

8・9月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。
なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。
※月曜日が休日の場合は翌日以降の開庁日となります。

8月8日(土)・9月12日(土)に年金相談を実施します。
受付時間 午前9時30分から
午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎日立社会保険事務所

四日(火) 高萩市総合福祉センター

十九日(水) 古河商工会議所
二十日(木) 常総市商工会

◎下館社会保険事務所 社会保険事務所に予約が必要です。 (古河のみ)

二十一日(金) 龍ヶ崎市商工会

◎土浦社会保険事務所

六日(木) 取手市商工会
七日(金) 石岡商工会議所

二十六日(水) 神栖市商工会本所

◎水戸南社会保険事務所 社会保険事務所に予約が必要です。

十二日(水) 鹿嶋市商工会本所
十八日(火) 大子町役場
二十日(木) 常陸大宮市役所

◎水戸北社会保険事務所

五日(水) 常陸太田市役所

八月の 年金相談所開設

